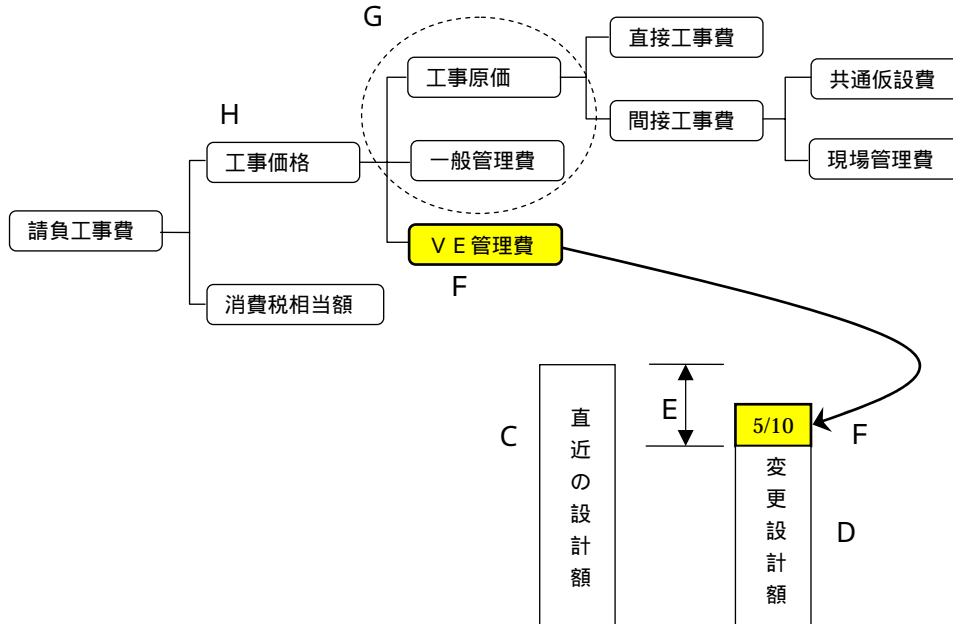


契約後 V E 方式の実施に係る取扱いについて

1 V E 管理費の計上方法について

V E 管理費の計上については、次のとおりとする。



	設計又は請負額			備 考
	税抜き額	税相当額	計	
当初設計			A	
当初請負			B	
直近設計	C			V E 提案直前の設計 (当初または既変更)
仮想変更設計	D			直近に対して V E 提案のみに係る変更
V E 宿減額	E			V E 提案による縮減額 (E = C - D)
V E 管理費	F			(F = E × 1 / 2)
変更設計	G			V E 管理費を含まない
変更設計	H			V E 管理費を含む (H = G + F)
変更請負	I		J	(I = H × B / A)

(注) 印の箇所は積算システムでは対応していないため、別途算出表にて処理すること。

なお、Dの仮想変更設計における V E 提案項目に係る変更については、契約約款第 19 条による変更は含まない。

また、ここで算出された V E 管理費は原則として固定することになり、最終的に V E 提案項目に関して契約約款第 19 条による変更が生じて数量等が変わるような場合でも、項目自体は変更 (V E 提案内容による変更及び数量等の変更) するが、V E 管理費は変更しない。(契約後 V E 方式実施要領第 8 条)

2 特記仕様書等に記載する事項

契約後V E方式対象工事においては、特記仕様書等に次の事項を加えること。

当該工事が、契約後V E方式による工事であること。

V E提案の範囲及び提案を募集する対象。

V E提案により施工しようとする場合は、その内容を明示したV E提案書を提出すること。

V E提案書の審査に当たっては、性能等の確保、施工の確実性・安全性及経済性等について評価すること。

V E提案の採否の通知に関すること。

V E提案が適正と認められた場合、設計図書の変更を行うこと、及び縮減額に応じてV E管理費を計上すること。

V E提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。

V E提案を適正と認めることにより、当該V E提案に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。

3 様式等

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 特記仕様書作成例 | (別紙 - 1) |
| (2) 契約後V E提案書 | (様式 - 1 ~ 4) |
| (3) V E提案採否通知書 | (様式 - 5) |